

第17号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第七号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「基準日が三月一日又は六月一日である場合にあつては基準日以前三月間、基準日が十二月一日である場合にあつては」及び「これらの期間を」を削る。

第五条第一項中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業をしていいる職員として在職した期間

第五条第四項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された」に改め、同条第五項中「修学部分休業により勤務しない時間」の下に「法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加える。

第十四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

欠勤等日数	割合
二十三日未満	百分の百
二十三日以上三十三日未満	百分の九十

三十三日以上四十三日未満	百分の八十
四十三日以上五十三日未満	百分の七十
五十三日以上六十三日未満	百分の六十
六十三日以上八十三日未満	百分の五十
八十三日以上百三日未満	百分の三十
百三日以上	百分の十

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項第七号の規定の適用については、同号中「六月」とあるのは、「三月」とする。

3 令和五年六月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表中「二十三日」とあるのは「十二日」と、「三十三日」とあるのは「十七日」と、「四十三日」とあるのは「二十二日」と、「五十三日」とあるのは「二十七日」と、「六十三日」とあるのは「三十二日」と、「八十三日」とある

のは「四十二日」と、「百三日」とあるのは「五十二日」とする。

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則第五条第四項の規定を適用する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）新旧対照表

	改正後（案）	現行
第一条	(略)	第一条 (略) (支給対象外職員)
第二条	(略)	第二条 (略)
	一から六まで (略)	一から六まで (略)
七 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日以前六月間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員	七 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日が三月一日又は六月一日である場合にあっては基準日以前三月間、基準日が十二月一日である場合にあっては基準日以前六月間（以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員	
	八から十三まで (略)	八から十三まで (略)
	2 (略)	2 (略)
第三条及び第四条	(略)	第三条及び第四条 (略) (欠勤等日数)
	八から十三まで (略)	第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条

第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日ににおける勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日とし、第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては三分の一日至する。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一とし、第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては三分の一とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一から十まで (略)

十一 法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業をしてい
る職員として在職した期間

十二 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第二条に規定する承認を受けない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第二条第一項第七号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）

十三 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2及び3 (略)

4 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第一項の

第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあっては三分の一日至する。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一とし、第十号に掲げる期間にあっては三分の一とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一から十まで (略)

(新設)

十二 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第二条に規定する承認を受けない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第二条第一項第七号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）

十三 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2及び3 (略)

4 法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第一項の

規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定めた者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で得た時間」とする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第二十六条の三第一項に規定する部分休業により勤務しない時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第六条から第十三条まで (略)

(支給日)

第十四条 (略)
(削除)

- 一 六月に支給する期末手当にあつては六月三十日
- 二 十二月に支給する期末手当にあつては十二月十日

2 (略)

第十五条 (略)

別表第一 (第四条関係)

る第一項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定めた者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で得た時間」とする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業により勤務しない時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

第六条から第十三条まで (略)

(支給日)

第十四条 (略)
一 三月に支給する期末手当にあつては三月十五日

- 二 六月に支給する期末手当にあつては六月三十日
- 三 十二月に支給する期末手当にあつては十二月十日

2 (略)

第十五条 (略)
別表第一 (第四条関係)

欠勤等日数	割合	基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	割合
十二日未満	百分の百	二十三日以上三十三日未満	二十三日未満	百分の百
二十三日以上三十三日未満	百分の九十五	二十二日以上四十三日未満	二十三日以上三十三日未満	百分の九十五
三十三日以上四十三日未満	百分の八十九	二十七日以上五十三日未満	二十三日以上四十三日未満	百分の八十九
四十三日以上五十三日未満	百分の七十九	二十二日以上三十七日未満	二十三日以上五十三日未満	百分の七十九
五十三日以上六十三日未満	百分の六十九	二十七日以上三十二日未満	二十三日以上三十三日未満	百分の六十九
六十三日以上八十三日未満	百分の五十	三十二日以上四十二日未満	二十三日以上八十三日未満	百分的五十
八十三日以上百三日未満	百分の三十九	四十二日以上五十二日未満	六十三日以上百三日未満	百分的三十九
百三日以上	百分の十一	五十二日以上	百三日以上	百分的十一

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が一日未満となるときにおける割合は、零とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和五年六月に支給する期末手当に關するこの規則による改正後の

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項第七号の規定の適用については、同号中「六月」とあるのは、「三月」とする。

3 合和五年六月に支給する期末手当に關する改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表中「二十三日」とあるのは「十二日」と、「三十三日」とあるのは「十七日」と、「四十三日」とあるのは「二十二日」と、「五十三日」とあるのは「二十七日」と、「六十三日」とあるのは「三十二日」と、「八十三日」とあるのは「四十二日」と、「百三日」とあるのは「五十二日」とする。

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則第五条第四項の規定を適用する。